

「盗水」放置の町長に審判

刑事告訴・不正摘発 など迫る監査結果

勧告実行に向け、さらに町民の監視と警戒が必要

住民30人が、「盗水」の刑事告発や損害賠償などを求めて行った監査請求の結果が公表されました。西澤議員の談話を紹介します。

監査結果について 04年11月23日

甲良町議会議員 西澤伸明（談話）

請求項目の全てを勧告

とは大いに評価できる。ごく当たり前のルールが勧告され、当然のことはいえ、両監査委員の良識と勇気ある判断が活かれたことを歓迎する。

直ちにさかのぼって請求を

- 1、30人の住民が9月24日に住民監査請求で求めた全ての項目を勧告に盛り込み、「職務権限を適正に行使しなかった」こと、公金の賦課徴収ができなかった「責任は重い」と断罪した
- 3、勧告に従い3項目の実施、徹底した調査、とりわけ、不正開始時にさか

（裏面につづく）

監査結果の概要・抜粋（11月22日付通知より）

不正取水の確認日、状況、不正期間、被害額などの事実認定。

▶A氏の場合＝すでに13年6月に発覚、メーターを逆回転、12ヶ月にわたる不正取水、水道料被害額77,400円。▶B氏の場合＝15年10月21日発覚、配水管敷設替工事中に本人が別ルートで引き込み工事、期間ナシ、現地で本人と確認し、改修。▶C氏の場合＝14年5月発覚、バイパス管で引き込み、24ヶ月にわたる不正取水。水道被害額は調査中。

所見： 正規の水道料金相当額の賦課・徴収および不正に料金をまめがれた者に対する過料の徴収、施設破損の損害弁償は当然。 重大な犯罪であり、窃盗罪と器物損壊罪の告訴をすべき。 具体的な疑いがあるときは条例にもとづく必要な検査で不正行為の摘発と未然防止をすべき。

判断：平成13年6月に発覚しているにもかかわらず、町は何ら措置をすることなく、職務権限を行使しなかったことにより、公金の賦課・徴収をなしえなかった責任は重い。

勧告：請求は理由があると認められ、所見で記述したとおり、損害の解明と必要な措置を平成17年3月31日までに講ずること。

要望：平成14年度の本町の水道有収率（送水総量と利用水量の総合計の割合）は67.3%、県平均が87.8%、全国平均が89.2%と比べ極端に低い。とりわけ漏水と不正取水（盗水）が主な原因と考えられる。徹底的な調査と執行体制の整備・改善をはかり、このような事態が繰り返されることのないよう要望する。

甲良民報

2004年11月27日 No.265
発行責任：日本共産党甲良町支部
代表：西澤伸明 甲良町在士463
Tel.Fax38-4949
Eメール info@jcp-nobuaki.com
のぶあきホームページ
<http://www.jcp-nobuaki.com/>



のほり損害請求を直ちに行うよう強く求める。

そもそも町行政が、種々の不正・異常に気づいた時点で、捜査当局への通報など厳正な措置をしていないことが不可解でならない。議会で公然と認定されたにもかかわらず、町当局の及び腰を見るにつけ、いつそ町民の監視と警戒が必要だ。

4、監査結果から判明した現時点での問題点は、B氏の場合、明らかに町発注の工事中に不正工事がされて公認業者なり、指名業者がB氏の行為を容認（本人が指名業者の場合あり）しており、町の規定に照らしても制裁の対象になるにもかかわらず放置されている。

この期に及んでも運営委員会に なすり付け、逃げるのか

監査委員あての町長回答によれば、町当局は不正行為発覚時の対処法として、損害請求や刑事告訴を「水道事業運営委員会に諮って決定する」と、この場に及んでも当局の責任逃れの立場に変わりが無い。公務員は犯罪を認知したとき告訴義務があることを指摘する。

なお、水道事業運営委員会の性格は、第2条に明記している通り「諮問機関」であり、責任は町長にあることを肝に銘じるべきだ。その上で、水道事業運営委員会が損害賠償請求や告訴等に同意しなければ、委員各位がその責任を負わねばならない。

同じく、不正の確たる疑いが発生した場合でも「写真確認」「ごごごまじり」「捜査当局への通報」を明記することを避けている。

3件とも差額および過料の請求を未だに行っていない。C氏の場合14年5月発覚から2年と5ヶ月経過しても、なお損害の推定額すら明らかにされていない。怠慢以外のなにものでもない。不作為にあたると思われる。

裏づけ資料の公開を求める

盗水の期間などの不正事実が真実かどうか、徴収台帳、検針台帳などの裏づけ資料の公開が必要だ。

5、「盗水」は「タダの水」のため「使いたい放題」となるのが常という。メーターを通しているときは常に「料金」を意識した使い方をしているもの。「盗水」は水資源の浪費であり有収率を極端に押し下げている重大な要因の一つと考えられる。

6、この3件とも同じ区で発覚している。しかし、断じて区全体の問題ではない。また、「回和対策」の延長のよつに容認することは断じて許されない。がだからこそ、犯罪として厳正に対処してこそ、偏見や特権をなくし、すべての町民の納得が得られると確信する。

注目される議会の責任

7、町行政を監視し、言論の府であり、町民の代表たる議会の対応に問題はなかったか。「盗水」の疑惑に迫る追求を公式に発言したのは、前期議会では残念ながら私だけ。今期議会では大町議員と中田議員が加わり、公式に態度を明らかにしたのは3議員のみ（宮本議員は議長のため）。議会は、「盗水」その他においても「なぜこのよつな不正が発生したか」「防止策は何が有効か」論議を行い明らかにする責任と役割がある。

さらに幅広く 運動の強化を

8、今回の監査請求は異常事態の放置に対する町民の怒り強く、請求人登録の期間が正味2、3日であったにもかかわらず、30人もの方が請求人となっていた。今後、期間を充分に設定するなどして、もっともつと幅広いみなさんが参加しやすい運動として展開させるために、有志のみなさんと相談し、知恵と力を尽くしたいと決意を新たにしている。

以上

